

令和7年度補正予算（案）の概要

（令和7年6月定例会提出 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業分）

1 総括

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	40,490,920	210,000	40,700,920
特 別 会 計	28,590,960	—	28,590,960
公営企業会計	10,851,180	—	10,851,180
特別会計	17,739,780	—	17,739,780
総 額	69,081,880	210,000	69,291,880

2 補正予算の主な内容

（1）一 般 会 計（第1号）

（単位：千円）

補正前の額	補正額	補正後の額
40,490,920	210,000	40,700,920

① 歳入

（単位：千円）

款名	項目	補正額	備考
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	210,000	[民生費]定額減税補足給付金給付事業費

② 歳出

（単位：千円）

款名	事務・事業名	補正額	備考	主な事務 事業調
民生費	新規 定額減税補足給付金給付事業費	210,000	令和6年度に減税しきれない納税義務者へ支給した給付金において、税額が変更し支給額に不足額が生じた対象者等に対して給付金を追加で支給	P1

事業名	定額減税補足給付金給付事業費				
費目	款	民生費	項	社会福祉費	目 社会福祉総務費
事業費	210,000 千円			予算書	7 頁
				事業区分	新規・拡大・継続

事業の目的

令和6年度に所得税・住民税の定額減税が実施されたが、一定の所得に満たず減税しきれない方に対しては、令和5年分の所得や扶養状況から推計所得を算出し、それを用いて定額減税補足給付金（調整給付）として支給したところである。

今回の給付は、令和6年度に実施した調整給付において、申告等により税額が変更し支給額に不足額が生じた対象者や、調整給付では支給対象外であった対象者に対し給付金（不足額給付）を支給するもの。

事業の内容

【給付対象者】

①令和6年分所得税及び定額減税（※1）の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と令和6年度に支給した当初調整給付額との間で差額が生じた方に対してその差額を支給。

②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付（※2）の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給。

（例：青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）

※1 定額減税：所得税分=3万円×減税対象人数
個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数
減税対象人数：納税者本人＋同一生計配偶者＋扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数

※2 臨時特別給付金給付事業費：均等割のみ課税世帯等1世帯あたり10万円を給付等

【想定対象者数】 約6,000人（想定給付総額192,000千円）

R7定額減税補足給付金の概要

【定額減税補足給付金 調整給付・不足額給付】			
【R6調整給付金】 給付済	<table><tr><td>① 【不足額給付金】 推計所得税での給付額と差額有</td><td>② 【不足額給付金】 事業専従者 合計所得金額48万円超</td></tr></table>	① 【不足額給付金】 推計所得税での給付額と差額有	② 【不足額給付金】 事業専従者 合計所得金額48万円超
① 【不足額給付金】 推計所得税での給付額と差額有	② 【不足額給付金】 事業専従者 合計所得金額48万円超		

本事業分